

## 第2回指定管理者選定委員会会議録(要旨)

- 開催日時 平成24年8月6日（月）午前9時10分～
- 開催場所 別館特別会議室

事務局) 資料の確認

- ・レジメ
- ・生涯学習センター関係資料
  - 指定管理審査の流れ（案）
  - 中間市生涯学習センター指定管理者募集要項（案）
  - 中間市生涯学習センターの選定に係る審査方法等について（案）

委員長) レジメにそって進めます。

それでは、「指定管理審査の流れ（案）」について、所管課より説明をお願いします。

生涯学習課) 「指定管理審査の流れ（案）」について説明いたします。

まず、募集につきましては広報なかま8月10日号に掲載いたします。また、募集要項及び提出書類の様式につきましても、8月10日に市ホームページに掲載いたします。

8月20日から9月7日までを審査の受付期間とし、提出された書類につきましては、各委員に書類審査を行っていただきたいと考えております。委員の方々には、9月10日に配点表等をお配りしたいと考えております。

審査期間は、9月10日から9月21日までとし、第1次審査の結果については、9月28日に開催予定の第3回指定管理者選定委員会にて報告する予定としております。なお、応募者多数の場合、第1次審査の結果により、概ね6団体程度を第2次審査対象と考えております。

次に、10月22日開催予定の第4回指定管理者選定委員会で、第2次審査を実施したいと考えております。実施要項に基づき提出されました書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、委員の方々には申請者ごとに評価していただきたいと考えております。

評価基準は5段階の評点とし、1団体につき、プレゼンテーションは20分以内、質疑応答及びその他の説明を各5分以内、計30分以内を予定しております。6団体の応募があった場合、午前は9時半から4団体のプレゼンを行い、午後は2団体のプレゼンを行った後、審査を含め3時20分には終了する予定としております。

そして、11月5日開催予定の第5回指定管理者選定委員会にて第2次審査の結果報告及び指定候補者を決定する予定としております。

以上が、指定管理審査の流れでございます。

委員長) ただいまの説明に対して、何か質問や意見があればお願いします。  
次に、「中間市生涯学習センター指定管理者募集要項(案)」について所管課から説明をお願いします。

生涯学習課) では、「指定管理者募集要項(案)」についてご説明いたします。  
まず、2ページでございますが、中間市生涯学習センターの施設の概要等についての説明を載せております。次に、指定管理者が行う業務として、自主事業、施設の使用許可・利用料の徴収業務、或いは施設の維持管理について2ページから3ページにかけて載せております。  
次に、管理に関する基準ということで、休館日、開館時間、関係法令の遵守について載せておりますが、「中間市暴力団排除条例」や「中間市安全安心まちづくり条例」などを前回からの追記事項として挙げております。  
次に、指定期間については、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間としております。  
次に、それぞれの団体の応募資格等についての説明となっております。  
続きまして、4ページには、提出書類の説明が載っております。  
次に、5ページには、選定及び審査の基準ということで、これにつきましてはのちほど説明いたします。  
次の指定管理料でございますが、第1回指定管理者選定委員会で審議いただいたように、〇〇〇円以内という設定で募集する予定としております。  
次に、使用料の許可について載せております。  
次に、指定管理者と本市の責任分担でございますが、11ページにリスク分担表を載せております。  
次に、事業報告、調査等について載せております。  
次に、公募のスケジュールについて載せております。  
最後に、その他ということで載せております。  
募集要項の説明については以上でございます。

委員長) ただいまの説明について、委員の方からご質問がございましたら。  
ないようですので、最後に、「指定管理者の選定に係る審査方法等について(案)」を所管課から説明をお願いします。

生涯学習課) 「審査方法等について(案)」につきましては、第1次審査は書類審査、第2次審査はプレゼンによる審査の総合点で優先候補者を決定いたします。  
提出書類の記載事項をもとに、運営方針、運営体制、事業計画、収支計画、その他について点数評価を行います。5つの項目の中では、事業計画を42%の配点比率ということで重点を置いており、第1次審査は50点、第2次

審査は80点の合計130点としております。点数については、3点を基準に優劣で加減点することとします。

続きまして、2ページに審査項目ごとに具体的な着眼点等を記載しております。まず、管理運営方針では、指定管理を受けるにあたり、当該施設が公共施設として果たす役割や目的を理解しているかを審査します。運営体制では、施設運営に当たり配置する人員数や責任者を含め適切な職員体制となっているか、また、運営に必要な研修が計画されているかを審査します。事業計画では、利用者、関係団体との関係、事業や施設維持の考え方を審査します。収支計画とその他では、申請団体から提出された書類をもとに、収支計画の妥当性や経営状況、個人情報保護、法令遵守の視点について審査します。

次に、第1次評価表（案）と評価基準について説明します。申請書副本を3部提出していただきますので、委員9名を3班に分け、第1次評価基準例を参考に3人で順次採点していただきます。9月10日に申請書副本と評点表をお渡ししますのでよろしくお願いいたします。順番につきましては、1班目は、総務部長、保健福祉部長、市民部長の順、2班目は、建設産業部長、教育部長、上下水道局長の順、3班目が議会事務局長、消防庁、病院事務長の順です。評価が終わりましたら評点表を生涯学習課へ提出してください。なお、申請書副本は最後の委員の方が生涯学習課へ返却してください。期間につきましては、9月10日から21日までの2週間としております。

以上で、審査方法及び選定基準の説明とさせていただきます。

委員長) ただいまの説明に、委員から質問がありましたらお願いします。

委員) 審査項目の選定基準と配点比率については、概ねこのくらいでいいと思いますが、これは、3年前との変更点はありますか。

生涯学習課) 変わっておりません。

委員長) 他に意見はありませんか。

委員) 採点するとき、1つの資料で3部長が審査するということですが、評点表については、次の部長にお渡しするのですか。それとも、生涯学習課へお渡しするのですか。

生涯学習課) 評点表につきましては、生涯学習課へ、資料については次の部長へ回していただいて審査していただくように考えております。

委員長) 　　少し、駆け足での説明ではございましたが、委員の方々には、一度資料を持ち帰っていただき、問題等がありましたら事務局へ直接質問していただきたいと思います。それでは、最後に、事務局からなにかありますか。

事務局) 　　ございません。

委員長) 　　以上で、指定管理者選定委員会を終了します。